

令和8年度 第5回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和8年8月10日（月） 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 （28人）
会長 5番 山脇 優 委員

農業委員

1番	高見美幸	委員	2番	山下賢一	委員	3番	原田明宏	委員
4番	松本幸男	委員	6番	筏津純一	委員	7番	數馬 豊	委員
8番	田村静伸	委員	9番	吉村年明	委員	10番	船越省吾	委員
11番	河野正人	委員	12番	鐵本達夫	委員	13番	早田博之	委員
14番	衣笠健一郎	委員	15番	山根実保	委員	16番	藤井由美子	委員
17番	岡野直幸	委員	18番	美田俊一	委員	19番	室山恵美	委員

農地利用最適化推進委員

福井満寿美	委員	山脇賢治	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
秋山美香	委員	石脇智人	委員	高田直美	委員	小谷義則	委員
山下洋一郎	委員						

4 欠席委員 （0人）

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第21号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第22号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

倉吉市農林振興協議会委員の決定について

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 梶本 幸敬

主幹 岩田 寿朗

主任 栗原 雅史

経済観光部農林課職員

主任 亀村 わか奈

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和8年度第5回農業委員会会議を開会いたします。始めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

(省略)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。3番 原田委員、4番 松本委員に本日の議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日は全員出席です。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 令和8年度第5回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 ありがとうございました。くらし農業に関する相談会は相談がなかったようなので、続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページから3ページをご覧ください。番号1、〇〇〇〇〇地内における田2筆の売買を始め6件の申請がございます。番号5の贈与は家族間での贈与、番号4と6の贈与は親戚間での贈与ではないと確認しております。

次に議案第20号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については議案5ページのとおり3件の申請がございます。

続いて議案第21号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については議案7ページのとおり1件の申請がございます。

議案第22号 農用地利用集積等促進計画については、議案10ページから12ページのとおり48件の貸借と、13ページから14ページのとおり2件

の所有権移転について協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは議事に入らせていただきます。議案第19号 農地法第3条の規定による許可の申請についてお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、12番 鐵本委員。

12番 12番 鐵本です。3番目の〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親戚関係ではなかったですかね。

16番 そうですね。

議 長 いいですか、その他ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第20号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、4ページ議案第20号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時30分より当番委員であります船越委員、田倉委員、藤井職務代理、梶本局長、栗原主任と私の6人で現地の調査に行って参りましたので、代表して船越委員より報告をお願いいたします。

10番 10番 船越です。報告させていただきます。先ほど会長からありましたとおり6名で現地確認をいたしまして、1番から3番まで特に問題がなかったことを報告させていただきます。以上です。

議 長 はい、ただ今報告のとおり何ら問題なしということでございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の議案につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認とさせてい

たきます。

議案第21号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして議案第21号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮りいたします。この件につきましても、先ほど同様のメンバーで現地に行っておりますので、船越委員より報告をお願いします。

10番 この遊休農地の案件につきましても、先ほど同様6名で現地確認をしまして葛のツルが比較的生えておりまして、反当4万円ということで現地確認をいたしました。以上です。

議 長 ただ今報告のとおり、ほとんどが通称ゴズボですが生えてしまって解消が難しいということで4万円が妥当ではないかということで、報告のとおりでございます。この案件につきまして、ご質問ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので異議なしということで、承認といたします。

議案第22号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 続きまして議案第22号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、委員の皆さんにお諮りする前に該当委員に係る案件がございますので、該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

10ページ番号10番と11番の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○は18番 美田委員に係る案件ですので退席を求めます。

(美田委員 退席)

議 長 それでは、美田委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、10ページ農地番号10番でございます。借受経営体は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。土地につきましては○○の1筆180㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、農地番号11番を合計いたしまして2筆の合計取扱面積1,298.01㎡の水田の促進計画で、賃

借権の設定でございます。以上でございます。

議 長 ただ今、説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございました。全員賛成ということで承認いたします。それでは、美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

続きまして14ページの売買関係、農地番号1番及び2番は、7番 数馬委員に係る案件ですので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは、数馬委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、14ページでございます。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんから、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に所有権を移転し、そこから〇〇の〇〇〇〇さんに所有権を移転する計画でございます。移転する土地は〇〇の2筆2,053㎡の水田でございます。対価は205,300円、10アールあたりですと100,000円でございます。以上でございます。

議 長 ただ今、数馬委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございました。全員賛成ということで承認いたします。それでは、数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

- 議 長 数馬委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。
- 以上で該当する出席委員の案件は終了いたしました。それではその他の案件について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 10ページからでございます。農用地利用促進計画につきましては10ページ番号1番から12ページ番号49番まで、合計取扱面積68,220.01㎡の水田、畑でございます。
- 続きまして13ページ、売買関係でございます。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇さん、〇〇〇の〇〇〇さんから、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に所有権を移転し、そこから〇〇の〇〇〇〇さんに所有権を移転する計画でございます。移転する土地は〇〇〇、〇〇〇の4筆2,847㎡の水田でございます。対価は2,000円、10アールあたりですと695円でございます。賃借権等を受ける者の農業経営の状況につきましては15ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、16ページ記載のとおりでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。
- 議 長 ただ今、説明がございました。皆さんから議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、松本委員。
- 4 番 この対価が合計2,000円というのは何か意味があるのでしょうか。
- 議 長 いくらでもいいから金額が発生したということにしているようです。今はタダでもいいから貰って欲しいという要望があるんですけど、いけんことがあるようです。
- 農林課 無償だと中間管理機構の事業が使えないんです。いくらでもいいとなつてはいるのですが、こちらから指定していいものでもありませんので。
- 議 長 100円でも、なんてのもあるようです。とにかくお金を払ったことにしておくというか、今回のもそうではないかと思います。
- 4 番 あんまり印象は良くないですね。水田は耕地整理して、大変な苦労があつて、それが100円だの200円だの、1,000円だのって表現はなんか。もう少しいい形にできないかという思いがします。
- 議 長 本人同士の話によるのでこちらからは言えませんよ。
- 4 番 だけどころというのが、どっかに出るということはありませんの。
- 事務局 1つ補足させていただきます。所有権移転には売買と贈与があるのですが、中間管理機構を通して所有権移転する場合に法律上、贈与のほうができないんです。そこでいくらかでも金額を設定して欲しいというのが、先ほどの農林課からの説明であつて、実際の10アールあたり695円という真意はわからな

いですが。

農業委員会事務局としては、金額がきちんと整理してある分と気持ちとしては贈与する気なんだけど、金額を設定しておかないといけないから1,000円とか2,000円とか設定した分を統計するときには区分したいと思っています。

贈与という方法がとれないのでこういった金額表記はあり得るということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議 長 以前に機構を通さずに贈与はしておられ、その場合は無償でした。吉村委員も〇〇で今年ありましたね。

9 番 ありました。

議 長 ということで、その他ありませんか

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第22号について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。以上で議事は終結いたします。

続きまして議案17ページ、第6 その他について。倉吉市農林振興協議会委員の決定について、事務局説明してください。

事務局 説明させていただきます。17ページ、倉吉市農林振興協議会委員の決定についてでございます。農林課より委員の推薦依頼がございました。前回は令和5年11月に依頼があり、藤井職務代理が委嘱されておりました。任期は委嘱の日から2年間で、年に1～2回の開催予定と聞いております。委嘱の日は未定とのことですが、秋に会を開催予定であるとのことです。ちなみに、令和7年度は開催がなかったというふうに聞いております。委員の選出についてよろしく願いいたします。

議 長 出してみてもいいという方はおられますか。

4 番 なら、私が。

議 長 じゃあ、松本委員をお願いします。よろしくお願いします。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。栗原主任からお願いします。

事務局 それではその他報告・連絡事項です。農地法第4条の規定による許可を必要

- 1 番 1 番 高見です。報告させていただきます。〇〇さんに14日に電話で確認をしたところまず、公民館に寄付したいということがありましたので公民館長さんにお話ししたら、人口も減っているし土地もそんなにいらないし、建設当時なら考えても良かったが、という話しでした。それと近所の人に売買がどうか尋ねてみましたが、あの辺の土地は余っていて耕作放棄地のようになっている状態で買ってまで畑をする人はいないだろうということで、その旨本人さんに伝えましたけれども、もうしばらく探してみます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、吉村委員。
- 9 番 はい、現地に行ってみました。農業をしておられる方もおられたのでいろいろ聞いてみましたが場所が場所で、道もないしなかなかおられません。もう少し頑張ってみます。
- 議 長 はい、よろしくお願いします。続きまして、早田委員。
- 1 3 番 〇〇〇〇〇〇から300メートルぐらいの場所に昨年利用権が切れた3,300㎡ぐらいの土地がございまして、地権者と利用者両方の合意を得て近いうちに利用権設定をする予定としております。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。では(5)農地パトロール出発式について説明してください。
- 事務局 はい、それでは(5)農地パトロールの出発式でございます。本日、通知文と実施要領を修正したものを緑の封筒に入れて机の上に置かせてもらっていますので、こちらでご確認いただきたいと思います。
- まず農地パトロールの出発式ですが、8月19日水曜日の9時からこの会場で行います。当日の昼食は事務局で準備し、この会場に用意させていただきます。帽子を持参するよう記載しておりますが、自分の帽子ではなく農業委員会の緑色の帽子をご持参ください。新任委員さんについては当日お渡しいたします。腕章等は事務局で準備しますのでよろしくお願いします。
- ここからは、本日新たに添付させてもらった実施要領に沿って説明していきたいと思います。1ページをお願いします。農地パトロールの実施要領ということで記載しておりますので、端折りながら説明をさせていただきます。1番ねらいから4番対象農地については各自お読みください。5番の調査内容としましては、これまで把握している遊休農地の状況の変化を確認するとともに、その他の地域として目視によって新たに発生した遊休農地の確認を行い、その旨を図面等に記録して返却していただくという内容になります。
- 2ページには荒廃農地の定義ということで記載しております。中段に荒廃農地の区分の判断について記載しています。A分類再生利用が可能な荒廃農地とB分類再生利用が困難と見込まれる荒廃農地ということです。A分類の方は※印をしておりますけれども、作物の栽培が行われておらず、通常の営農作業により営農を再開することが可能と判断できる農地はA分類には該当しないということでお願いします。B分類は森林の様相を呈しているなど、農地に復元しても継続して利用することができないと判断すればB分類となっております。

3 ページからは、令和 3 年度以降、遊休農地の見直しについて記載しております。これまで農地法上の遊休農地の措置に基づく「利用状況調査」ということと、農村振興局で実施していた荒廃農地調査を併せて農地パトロールとして実施していたんですけれども、令和 3 年度からはこれが統合されて実施しているという位置づけとなっています。統合を整理した書類は 4 ページと 5 ページの表の方で記載しております。

A 分類、B 分類について先ほど 2 ページのところで説明させてもらったんですけれども、調査の統合後は、A 分類はこの 3 ページの 2 のとおり、1 号遊休農地スモール a と 1 号遊休農地スモール b の 2 つに分かれております。あと B 分類は再生利用が困難な農地というふうに呼び方が変わってきております。

4 ページは令和 2 年度までの表と下の方が令和 3 年度からの表で、今説明した緑色になっている 1 号遊休農地スモール a と、黄色になっている 1 号遊休農地スモール b に分かれています。あと B 分類は再生利用が困難な農地という表現に変わっているということになります。5 ページは重複するところがあるので省略させていただきます。

委員の改選がありましたので初めての農地パトロールの方もありますが、経験のある方とまわっていただくようにしております。昨年同様に行いたいと思っておりますので、今説明したことを認識していただけてまわっていただければと思います。昨年の成果のほうを当日配布しますけれども、A 分類のスモール a とかスモール b とかを一筆一筆表記しておりますので、確認しながらまわっていただければと思っております。

最後に 6 ページで実施体制ということで 11 班に分かれてそれぞれお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 最後のページに班ごとにメンバーが書いてありますので、確認をしておいてください。よろしいですか。何か質問ありますか。

(なしの声)

議長 はい、では次。

事務局 (6) その他です。令和 8 年度近県視察研修ということで、すでに議案と一緒に開催の案内文を送付させてもらっています。8 月 28 日金曜日に岡山県総社市の J A 晴れの国岡山旬感広場を視察することとしております。当日は 7 時 30 分に宮川町の観光駐車場から出発ということでお願いします。途中 J A 大鴨支所と関金の宝製菓前のトイレ駐車場をバスの乗降場所として設定するように考えています。出欠の締切は 14 日金曜日としていますが、出欠と乗車場所について確認します。

(出欠等確認)

事務局 ありがとうございます。変更があれば 14 日までにはお願いします。

次に現地調査、くらし農業に関する相談会の当番表の修正について、前回配布した当番表から修正、変更がありましたので、修正したものを送付させてもらいましたので、今後はそちらのほうでご確認いただき、変更される場合は事務局へ連絡をよろしくお願いいたします。

議 長 何かご質問ありますか。

(なしの声)

議 長 ないようですので本日の農業委員会会議は閉会といたします。19日のパトロールはよろしくお願いします。お疲れ様でした。

— 午後2時30分 閉 会 —